

京都市教育委員会教育長告示第6号

京都市図書館利用規程の一部を次のように改正する。

平成19年10月23日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第5条第1項ただし書き中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「並びに」を「及び」に改める。

第14条を次のように改める。

(貸出延長)

第14条 図書館資料の貸出しを受けている者が、貸出期間を超えて引き続き貸出しを受けようとするときは、貸出期間内に、館内所定の場所で図書貸出券を提示し、音声応答専用電話若しくは館内に設置する端末機器を使用し、又はインターネットを利用することにより、その旨を申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、在宅貸出しを受けている者については、電話等の連絡手段によってこの申し出を行うことができる。

3 前2項の申出があった場合において、申出に係る図書館資料について第24条の規定による利用の予約がないときは、1回に限り当該申出を認めるものとする。

4 第8条及び第10条第1項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の貸出しについて準用する。

第18条の2前段中「第1項ただし書き」を「第2項」に改める。

第24条を次のように改める。

(利用の予約)

第24条 利用者等（読書団体を除く。）は、貸出中の図書を利用しようとするときは、所要の事項を、別に定める予約カードに記入し、又は館内に設置する端末機器

を使用し、若しくはインターネットを利用して入力することにより、その予約を行うことができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(中央図書館図書課)